

和光市と淑徳大学の相互協力協定書

和光市（以下「甲」という。）と淑徳大学（以下「乙」という。）は、乙の資源や人材を活用し、甲の地域社会開発に向けた連携と協力を推進するものとする。

甲と乙は、このような相互協力に合意した証として、ここに協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、環境、福祉、教育、文化、産業等の分野において、甲と乙の相互協力のもと、地域社会の発展や地域人材の育成に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、つぎの事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 地域環境の保全と創造に関する事項
- (2) 社会福祉の増進に関する事項
- (3) 地域人材の育成に関する事項
- (4) 教育・文化・スポーツの振興に関する事項
- (5) 地域産業の発展に関する事項
- (6) その他、甲と乙が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 相互協力の内容と方法及び成果の利用条件等については、甲と乙で個別に協議するものとし、必要に応じ覚書を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、甲と乙双方の署名により平成22年4月28日から発効し、平成25年4月27日まで有効とする。ただし、甲又は乙から有効期限の3箇月前までに協定解除の申し出がないときには、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（その他）

第5条 この協定に関し疑義が生じたときには、話し合いによって解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれが署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年4月28日

甲 埼玉県和光市

和光市長 署名

松本武洋

乙 学校法人大乘淑徳学園

淑徳大学長 署名

長谷川匡俊